

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1① #VALUE!

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)			
1. 施工体制	I. 施工体制 一 般	a, b, c, d	○	1. 施工計画書が工事着手前に提出された。				
			○	2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	3. 「施工体制台帳の写し」を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の7 建設業法施行規則第14条の2~7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第10、第11	H . . .	H . . .	H . . .
			○	4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。	建設業法第40条、建退共制度、入札契約適正化指針4(4)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第49条	H . . .	H . . .	H . . .
			○	6. 「施工体系図」または「元請・下請関係者一覧表」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。	建設業法第24条の7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第9	H . . .	H . . .	H . . .
			○	7. 元請負人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の4 元下要綱第5	H . . .	H . . .	H . . .
			○	8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。	入札契約適正化指針4(4)ハ	H . . .	H . . .	H . . .
			○	9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。	現場代理人の常駐義務の緩和措置	H . . .	H . . .	H . . .
		c判定	—	10. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。				
		d判定	—	11. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。				
			—	12. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
		e判定	—	13. 「評価対象項目」のうち、3、7のいずれかが×である。				
			—	14. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第9	H . . .	H . . .	H . . .
			—	15. 施工体制台帳(下請通知書)及び施工体系図(元請・下請関係者一覧表)に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 元下要綱第9	H . . .	H . . .	H . . .
			—	16. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】	建設業法第22条 入札契約適正化法第12条 元下要綱第3 工事請負契約約款第6条	H . . .	H . . .	H . . .
			—	17. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。				

該当項目が90%程度以上
a(施工体制が適切である)
該当項目が80%~90%程度以上
b(施工体制がほぼ適切である)
該当項目が60%~80%程度 又は
c判定項目に該当する場合
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%程度未満 又は
d判定項目に該当する場合
d(施工体制がやや不備である)
e判定項目に該当する場合
e(施工体制が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合には
c評価以下とする。

9 / 9 = 100%

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1② #VALUE!

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(a,b,c,d判定を「○」「×」「該当なし」、c,d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日(プロセスチェック)			
1. 施工体制	Ⅱ. 現場代理人及び配置技術者 総合判定 a	a, b, c, d	○	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。				
			○	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。	労働安全衛生法第14条	H . . .	H . . .	H . . .
			○	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。		H . . .	H . . .	H . . .
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。				
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。				
			○	9. 施工にあたり、書面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。				
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。		H . . .	H . . .	H . . .
	○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。						
	c判定	—	12. 上記項目に関して、監督員が口頭による改善指導を行い、改善された。					
	d判定	—	13. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。					
	e判定	—	14. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】	契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .	
	—	—	15. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .	
	—	—	16. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】	監理技術者制度運用マニュアル二-四(3)	H . . .	H . . .	H . . .	
	—	—	17. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条	H . . .	H . . .	H . . .	
	—	—	18. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外【法令遵守該当項目】	建設業法第26条の2 契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .	
	—	—	19. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。					
	—	—	20. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。					

該当項目が90%程度以上
 a(技術者が適切に配置されている)
 該当項目が80%~90%程度
 b(技術者がほぼ適切に配置されている)
 該当項目が60%~80%程度 又は
 c判定項目に該当がある場合
 c(他の事項に該当しない)
 該当項目が60%程度未満 又は
 d判定項目に該当がある場合
 d(技術者の配置がやや不備である)
 e判定項目に該当がある場合
 e(技術者の配置が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
 c 評価以下とする。

11 / 11 =100%

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。